

入院時食事療養費について

入院中にご提供させていただいた食事について、医療費とは別に1食あたり下記のとおり料金がかかります。

入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)	
限度額区分ア	現役並み一般	5 10円	
限度額区分イ			
限度額区分ウ			
限度額区分エ			
限度額区分オ	低所得Ⅱ	90日目まで	240円
		91日目以降	190円
該当なし	低所得Ⅰ	110円	

限度額適用された場合、認定区分のア・イ・ウ・エ・オに該当する標準負担額の料金となります。また、限度額適用されない場合は、1食あたりの料金は510円となります。70歳以上の患者さんで限度額適用・標準負担額減認定証を提示された場合、「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する欄の料金となります。

当院は「入院時食事療養(Ⅰ)」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(朝食: 8時 昼食:12時 夕食:18時)適温で提供しています。